

部会規程

(目的)

第1条 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、事業運営を円滑にするため定款第34条第3項の規定に基づき、この規程を定める。

(構成)

第2条 部会の部員は、理事、評議員で構成し、本会会長が委嘱する。

2 部会は、次のとおりとする。

- ① 総務部会
理事4名 評議員7名
- ② 地域福祉部会
理事4名 評議員7名
- ③ 生活支援部会
理事3名 評議員7名
- ④ 子育て支援部会
理事3名 評議員7名
- ⑤ コミュニケーション支援部会
理事3名 評議員7名

(任務)

第3条 部会は、第4条の所管事項を研究し、業務の効率的運営を図る。

2 部会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、又は本会会長の諮問に応じ、意見を具申するものとする。

(所管事項)

第4条 部会の所管事項は、次のとおりとする。

- 1 総務部会
総務課の所管に関する事項
- 2 地域福祉部会
地域福祉課の所管に関する事項
- 3 生活支援部会
生活支援課の所管に関する事項
- 4 子育て支援部会
子育て支援課の所管に関する事項
- 5 コミュニケーション支援部会
コミュニケーション支援室の所管に関する事項

(会議)

第5条 部会には、部員の互選により、正副部会長を置く。

2 部会の会議は、本会会長に諮り、部会長が招集し、議長には部会長をあてる。

(任期)

第6条 部員の任期は、理事、評議員の在任期間とする。

(特別部会及び特別委員会)

第7条 部会のほか、本会会長が必要と認めた場合は、特別部会又は特別委員会を設けることができる。

2 特別部会及び特別委員会は、本会会長の諮問に答申し、本会会長が受理したときに解散する。

附 則

この規程は、昭和48年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。